京都市告示第６８４号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第５１条の１９第１項及び第５１条の２０第１項の規定により、次のとおり法第５１条の１４第１項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和８年３月６日

京都市長　松井　孝治

１　申請者

合同会社ナース原

（代表社員　原　由喜）

２　申請者の主たる事務所の所在地

京都市山科区勧修寺西北出町２８番地

３　事業所の名称

訪問看護ステーション　ナース原　相談支援センター

４　事業所の所在地

京都市山科区勧修寺泉玉町６－３

５　指定する事業の種類

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

６　指定年月日

令和８年２月２４日

７　事業所番号

２６３４１８１７０１

（保健福祉局障害保健福祉推進室）